

パブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

<p>対応区分 ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただいたもの。 ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。 ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。） ⑤その他（①～④に該当しないもの）</p>
--

<p>いただいたご意見等の取扱い ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。</p>
--

該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者	
第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（中間案）に関するご意見						
1	第1章第2節 計画の位置づけ	1	・スマイルプランは少子化対策計画であるというのに「これから産むため」よりも「産んだ後のため」ばかりを審議すると考えるため、現状での審議には不満がある。「これから産むためには、産んだ後に不安が無いことが必要」といった理由によって、未婚者が取り残される現状では、SDGsに基づかないと考える。それで未婚者の希望がかなうことなど絶対に無いと考える。希望がかなう三重というのは、既婚者の希望だけをかなえることだけに全力を注いできたのではないか。もっと未婚者への取組を行い、格差を是正すべきである。	④	子どもスマイルプランでは、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない取組をしていきます。 ライフステージの「若者／結婚」では、結婚を希望する方への出会いの支援を行うとともに、結婚や子どもを持つ希望をかなえ、地域で安心して生活するためには安定した経済基盤を確保することが重要なことから、若者等の雇用対策を実施していきます。 少子化の要因は複数の要素が関係していることから、それぞれのライフステージにおいてさまざまな取組を推進していきます。	個人
2	第1章第2節 計画の位置づけ	1	・スマイルプランは五つもの計画を兼ねる総合計画となっているから、審議がぼやけると考える。各計画別に、分科会を設け、環境生活部のように分科会別での審議を行うべきである。現状は子育てのみに分科会を設けている。未婚者支援については、庁内会議とせず、有識者を含めて開いた会議とすべきである。孤独・孤立の輻輳化は、既婚者よりも未婚者のほうにこそ顕著なものとなると考える。ワンオペ育児の防止を進めるとともに、ワンオペ人生の防止も必須だと考える。	④	少子化の要因には複数の要素が関係しており、さまざまな取組が必要なことから、子どもスマイルプランでは「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない取組をしていきます。そのため、子どもスマイルプランは少子化対策計画であるとともに、その他関連する4つの計画と一体化した計画となっています。 なお、子どもスマイルプランは「三重県少子化対策推進県民会議（計画推進部会）」、子ども・子育て支援事業支援計画は「三重県子ども・子育て会議」、子どもの貧困対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画は「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」にて、さまざまな分野の関係者からご意見等をいただいているところです。 また、出会いの支援においては、「みえ出逢いサポートセンター」に寄せられる多くの相談から結婚希望者のニーズを把握するとともに、市町担当者会議において情報共有等を図るほか、有識者からご意見等をいただくことなどを行っています。	個人
3	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って	3	・第一期スマイルプランの進捗状況は、概ね順調であるとは決して考えられない。予め設定しておいた目標数値が低く、「進んだ」「ある程度進んだ」とされる目標は進んだうちに入らないと考える。容易に達成できる目標を置くべきではない。	④	第一期スマイルプランの目標数値は、実現可能かつ挑戦的な目標値とし、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等での議論をふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」において決定しました。 第二期スマイルプランにおいても同様に目標項目、目標数値を検討し、同県民会議等でご意見をいただき決定していきます。	個人
4	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って	3	・合計特殊出生率は、今までの低かったのだと思う。三重県は、人口が流出している県である。大学生が県外に流出しているのだから、出生率が高めに出るのが普通だと思う。にもかかわらず今までは流入県の愛知県より出生率が低い状況だった。日本一の増加幅を以てしても愛知県に並んだだけである。九州のように高止まりさせることが出来なかったから増加幅が高く出たというだけのことで、特に誇れるようなことではないと考える。	③	県では少子化対策を県政の重点テーマに位置づけ、これまで重点的に取組を進めてきており、平成30年の合計特殊出生率の結果は、市町や企業・関係団体の皆様が、それぞれの立場で少子化対策の取組を進めてきていただいたおかげだと感じています。 第二期スマイルプランにおいても、さまざまな主体との「協創」をより推進し、少子化の現状を改善できるよう取り組んでいきます。	個人
5	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って	3	・「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向であるのは、子どもに声をかけようとすると、断る親もいることがあると考える。断る親子に見守りや応援をしたいと感じるのは難しいと思う。まずは、親側の受援力を高めることも必要ではないか。	④	子どもスマイルプランでは、めざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」とし、総合目標の一つとして「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を掲げています。その目標の分析として、県民の「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合を調査しましたが、同時期に小中学生の保護者に対して行った調査では、「子育てをする上で、近所・地域の支え」について「とても重要だと思う」または「やや重要だと思う」と回答した割合は約9割となっています。 第二期スマイルプランでは、「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、人と人との結びつき、つながりである「縁」を育んでいく視点を大切にして、各取組を行っていきたくと考えています。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
6	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って 【ライフプラン教育の推進】	3～4	・「不妊の原因の半数は男性にもある」ことは、「男性のみにある」及び「男女にある」の二つを合わせた数値であることが知られていない。女性のみならず、男性に対しても、所得増加に向けた取組を行わなければならないと考える。団塊ジュニア世代や氷河期世代の人たちも年齢が上がっていく。スマイルプランは女性のみに行う施策を、女性のみ限定するべきか、再検討することから始めてみるべきであるとする。	②	県では、不妊に悩む夫婦が増加していることから、特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援を行うことで経済的負担の軽減に努めています。 また、思春期世代を対象とした妊娠・出産や性に関する正しい知識の普及を図るため、ライフプラン教育を推進するとともに不妊症に関する正しい知識の普及啓発のための講演会を開催するなど広く県民に対して不妊症及び不妊治療の理解を深めるための取組を進めます。	個人
7	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って 【若者の雇用対策】	5	・企業の「人材確保が困難」や「人材確保のノウハウを学ぶ機会がない」という意見には疑問である。行政に対して、本当に企業が困っていると言っているならば、もっと三重県が取り組んでいると考えるからである。	④	県では、事業所アンケートを実施しており、その結果を施策の参考としています。 令和元年度に実施した事業所アンケート(県内企業4,000件、県外優良企業1,000件)では、人材の過不足状況について、57.1%の県内企業が「不足している」と回答し、想定どおり採用できているかの問いに対しては、66.4%が「できていない」としています。 こうした結果もふまえ、県内企業の人材不足が解消するよう、取組を進めているところです。	個人
8	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って 【出逢いの支援】	5	・「思いやりアクション」は、既にもう出逢ったカップルに対する支援であり、出逢いの支援では無いと考える。	④	「思いやりアクション」は、夫婦や恋人がパートナーに対する「感謝」「愛情」「信頼」の気持ちを、行動を通じて伝えることを企業、団体など地域が一体となって応援することにより、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図るため取り組んでおり、「出逢いの支援」の一つとして挙げています。	個人
9	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って 【出逢いの支援】	5	・結婚支援担当者会議は、実務家のみ閉ざされたものとはせず、結婚支援県民運動会議として拡大して公開で開催し、三重県知事を座長とする大がかりなものとするべきである。	④	県では、各市町における結婚支援にかかる取組や県の取組の情報共有を図ったり、国交付金の申請手続きの説明を行ったりするため、市町の関係課職員を対象とした担当者会議を開催しています。 公開の会議としては、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進会議や、同会議のもとに設置した計画推進部会において、結婚支援も含めた県の取組等に対してご意見等をいただいています。	個人
10	第2章第1節 第一期スマイルプランを振り返って ＜第一期スマイルプランに係る重点的な取組の進展度等一覧＞	9	・目標数値が極めて低い。極めて低い目標を掲げておいて、概ね順調であると判断しているとする。雇用対策ができていないのに、人手不足であるというのはおかしいと考える。	④	第一期スマイルプランの目標数値は、実現可能かつ挑戦的な目標値とし、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等での議論をふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」において決定しました。 第二期スマイルプランにおいても同様に目標項目、目標数値を検討し、同県民会議等でご意見をいただき決定していきます。	個人
11	第3章第1節 めざすべき社会像	25	・三重県は、晩婚化が進んでいると思う。三重県の定義する「若者」は、15歳から29歳だと思ふ。結婚するのは若者だけではない。「若者が経済的な要因により結婚できないこと」と計画に記載することはどうかと考える。	①	結婚や子どもを持つことは個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、県では希望する人が結婚や子どもを産み育てることができるように、さまざまな取組を行っています。当該箇所はその前に「例えば、」とあり例示したのですが、ご指摘をふまえ「若者が」を削除いたします。	個人
12	第3章第2節 計画推進の原則 (3)人や企業、地域社会の意識を変える	26	・「若い社員が結婚でき」と記載があるが、結婚は若い社員がするものである、という価値観の押しつけのようにも読める。価値観に踏み込むものではありません、と言っておきながら、次の項目でこのように表現するのはいかがかと考える。	①	結婚や子どもを持つことは個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、県では希望する人が結婚や子どもを産み育てることができるように、さまざまな取組を行っています。ご指摘の点をふまえ、該当箇所を「希望する人が結婚でき」に修正いたします。	個人
13	第3章第2節 計画推進の原則 ＜第二期スマイルプランの取組を進めるにあたっての基本的な考え方＞	27	・三重県においてあるのは「支え合い」ではなく「支えさせ」のみだと考える。「支え手」の無償労働を求められるだけで、支えられることなど私は一度もない。有配偶者になったら、或いは、高齢者になったら、「受け手」側になることも有り得るように思わせ、私は今までもずっと「支えさせ」の側になり続けてきた。三重県はいつになったらSDGsに基づくようになるのかと思う。今までもずっと、嫌という程に、取り残し続けてきた三重県が、誰一人取り残さないSDGsに基づくわけがないと考える。立場や世代を超えて、は立場や世代を踏まえて、ではないことが本当にわかっているかと思う。	④	第二期スマイルプランでは、子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、人と人とのつながりである「縁」を育てていくという視点を各取組の方向性として取り入れます。 「縁」は人と人、人と地域、地域と地域など異なるもの同士をつなげていく力を持っていて、結びつくことによって大きな力を持つのではないかと考えています。 「縁」により支え合うことは、子どもや子育て世代を支援するだけでなく、支援する側も「人生100年時代」において、仕事のリタイア後を含めて生活を豊かにすることに通じると考えられます。また、「縁を育て、縁で支える」「協創」の視点をもって取り組むことは、「多様性」と「包摂性」というSDGsの考え方にもつながるものだと考えます。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
14	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	32	・第一期スマイルプランで「若者／結婚」としてきたものは晩婚化に伴って時代に合っていないと考える。結婚は若者だけがするものではない。誰一人取り残さないと言っておきながら未婚中高年を取り残していると考え。「等」でごまかしてはいけなと思う。「雇用・困窮・結婚」で何故いけないのか。出逢いの支援において、三重県が思っている以上に、所得が低いことは極めて深刻な問題である。民間の研究機関も、未婚者の所得を問題として挙げている。三重県に足りない視点はそこだと考える。	④	子どもスマイルプランは少子化対策計画、次世代育成支援行動計画であり、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、ライフステージごとに各取組を整理し、必要な方に必要な支援が届くよう、切れ目のない取組を行っています。なお、ライフステージの「若者／結婚」は、結婚は若者だけに限定するものではないことから、このように表しています。	個人
15	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	32	・第2節の(2)(3)(4)は、全て重点的な取組とすべきだと考える。	④	子どもスマイルプランにおいて、ライフステージごとの取組はいずれも大切に推進していく必要があると考えていますが、その中でも、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」と位置づけています。 「(2)出逢いの支援」は、みえ出逢いサポートセンターへの会員登録数も順調に増加し、婚活イベント等を実施する民間団体も増え、また市町の取組も徐々に進んできたことから、今後は、同センターの役割を団体等からの相談を受けたり、市町間連携を促したりするなど、団体や市町のサポートを中心とした活動としていくことを考えているため、重点的な取組としていません。 「(3)困難を有する子ども・若者への支援」は、ひきこもりや若年無業者のほかさまざまな困難な状況があり、重点的な取組としてではなく、長期的な視点で取り組んでいく必要があると考えています。 「(4)自殺対策」も、自殺に至る原因はさまざま、別途、第3次三重県自殺対策行動計画を策定し、取組を進めています。	個人
16	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	32	・第2節(3)の項目名(困難を有する子ども・若者への支援)を変えるべきである。未婚中高年の8050問題を考えると「生活困窮者への支援」で十分だと考える。もう、団塊ジュニアも氷河期世代も若者ではないと思う。「困難を有する子ども・若者・中高年・高齢者」への支援が必要な社会に、もう既になっていると考える。	③	本項目名の「困難を有する子ども・若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に使われている表現であり、同法に基づいて刊行される国の子供・若者白書でも、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」として、若年無業者やひきこもりの方などへの支援が記載されています。 一方で、若者のひきこもりの長期化傾向なども十分に認識したうえで、できるだけ早い段階で必要な支援が受けられるよう取り組んでいきたいと考えています。	個人
17	第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等	32	・「ライフステージごと」と、第一期スマイルプランでは定義してきたが、第二期スマイルプランでは、「施策ごと」に変更すべきである。未婚中高年をいつまでも若者と定義すべきではないと考える。これから未婚高齢者が激増する10年間を迎えると考え。前期の高齢者の多様化が起きると考える。	④	子どもスマイルプランは少子化対策計画、次世代育成支援行動計画であり、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、その実現に向けて、ライフステージごとに各取組を整理し、必要な方に必要な支援が届くよう、切れ目のない取組を行っています。なお、ライフステージの「若者／結婚」は、結婚は若者だけに限定するものではないことから、このように表しています。	個人
18	第4章第2節 若者／結婚 (2)出逢いの支援	40	・どのような出逢いイベントをするとよいかを検討するにおいて、当事者や有識者による会議を開いていないから、アンケートによる調査で大掴みにするしかない現状があると考える。出逢い支援に特化した会議を、県が開催すべきである。	④	県では、「みえ出逢いサポートセンター」を通じて、民間団体等が行う出会いイベントの情報提供などを行うとともに、個人からの相談も受け付けており、ニーズの把握に努めています。 また、市町の関係課職員を対象とした担当者会議を開催して、上記の同センターに寄せられるニーズ等の紹介や、各市町の結婚支援にかかる取組の共有等を行っています。	個人
19	第4章第2節 若者／結婚 (2)出逢いの支援	40	・未婚者を応援するイベントを三重県が主催すべきである。三重県は結婚を応援する機運醸成と言うが、未婚者が気軽に集まれる場所など存在しないと考える。	④	県では、「みえ出逢いサポートセンター」を通じて、結婚を希望する方に対し、出会いの場に関する情報提供を行っています。同センターでは「出逢い応援団体」として、イベント等を実施いただく団体にご登録いただき、出会いイベントの情報提供を行っています。 今後も、地域において出会いや結婚を応援する体制が整い、ニーズに応じたさまざまな出会いの場が提供されるよう取組を進めていきます。	個人
20	第4章第2節 若者／結婚 (3)困難を有する子ども・若者への支援	41	・項目名「困難を有する子ども・若者への支援」を変えるべきである。文章中の「困難を有する子ども・若者」という表記は、全て「生活困窮者」に改めるべきと考える。	③	本項目名の「困難を有する子ども・若者」は「子ども・若者育成支援推進法」に使われている表現であり、同法に基づいて刊行される国の子供・若者白書でも、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」として、若年無業者やひきこもりの方などへの支援が記載されています。 一方で、若者のひきこもりの長期化傾向なども十分に認識したうえで、できるだけ早い段階で必要な支援が受けられるよう取り組んでいきたいと考えています。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
21	第5章 重点的な取組 重点的な取組1 子どもの貧困対策 【現状と課題】	58	<p>・『第2期子どもの貧困対策計画』に基づく取組とあるが、同計画中間案P16の「2 具体的な取組」「(1)教育の支援」「①学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開」の最初に挙げられている「ア 学校教育による学力保障」の内容を見ると、子ども全般を対象とした学力向上の取組となっている。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切るために学力保障が大切なのは言うまでもないが、貧困家庭の子どもは学ぶ意欲や将来の展望を奪われている現状にある。「三重県人権教育基本方針」にも述べられているように、「全ての学校において教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで」「子どもの将来が経済的・社会的な事情により左右されないよう」取組を進めることが必要である。</p> <p>2017年度、2018年度に三重県人教がおこなった県教育委員会への聞き取りにおいて、学力向上推進プロジェクトチームから、「自尊心・自己肯定感と教科の平均正答率との間には関連がある」「教員、地域等、多様な大人が関わり、子どもの育ちを支えることで、子どもの自尊心を高めていきたい」との回答を得ている。</p> <p>家庭訪問等により子どものおかれている環境や保護者・地域の思いや願いをつかむとともに、学校と家庭・地域とが信頼関係のもとに連携し、子どもの自尊心を育み高める取組、学力の向上を阻んでいる課題を解決していく取組について、明記すべきである。</p>	③	<p>当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにする等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。</p> <p>② 「子どもの自尊心を育み高める取組」については、貧困対策計画の「2 具体的な取組」「(1)教育の支援」「①学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開」「ウ 地域による学習支援」に学校・家庭・地域が連携して、「子ども支援ネットワーク」の取組を促進することについて記載しています。</p>	団体
22	第5章 重点的な取組 重点的な取組4 若者等の雇用対策 【重点目標】	68	<p>・重点目標を変えるべきである。ここで重点目標とするべきであるのは、「不本意非正規の正規化率」だと考える。非正規男性の婚姻率、出生率、幸福実感、全て低いと思う。</p>	④	<p>結婚の希望をかなえるには、若者が就職することにより、経済的基盤を確立することが重要であることから、重点目標「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」を選定しました。</p> <p>不本意非正規雇用の正規化対策については、モニタリング指標「25歳～34歳の不本意非正規社員の割合(国)」等を参考にしながら、取組を進めていきたいと考えています。</p>	個人
23	第6章 計画を推進するために (1)庁外の連携	88	<p>・環境生活部のように、「三重県少子化対策県民運動会議」にも分科会を設け、施策ごとにきちんと議論が深まるようにすべきと考える。特に未婚者の事柄を、当事者不在で推進すべきではないと考える。</p>	④	<p>さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進会議や、同会議のもとに設置した計画推進部会において、結婚支援も含めた県の取組等に対してご意見等をいただいています。</p> <p>また、市町の結婚支援担当課職員を対象とした担当者会議を開催して、各市町の結婚支援にかかる取組の共有等を行っているほか、県が運営する「みえ出逢いサポートセンター」に寄せられる多くの相談に関する情報提供を行ったりしています。</p>	個人
24	その他		<p>・子どもの受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思う。改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされてはいるが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されている。子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を施策、あるいは条例制定等で盛り込むようお願いする。</p> <p>第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ◇入口に表示義務:喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け</p> <p>第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p> <p>第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ◇子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定</p> <p>・一方で、子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠で、上記の対策が無いことには、子どもや青少年への説得力に欠けるのではないかと思う。</p>	③	<p>子どもの受動喫煙については、第二期子どもスマイルプランでは直接的に扱っていませんが、県においては「三重の健康づくり基本計画」(ヘルシーピープルみえ・21)(計画期間:平成25年度～平成34年度)に受動喫煙を防止する環境づくりに向けた取組を位置づけ、令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に向けて取組を進めているところであり、県民や関係団体等の多様な意見を参考としながら、他都道府県の状況等もふまえ、条例制定の必要性についても検討することとしています。</p> <p>受動喫煙防止を含めた子どもの健康づくりの記載については、この検討経過を注視していきます。</p>	団体

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
第二期三重県子どもの貧困対策計画（中間案）に関するご意見						
1	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子どもに関わる人員数を増やすべきである。手厚い人的配置や早期発見のための教職員の研修等、学校現場を支援する体制づくりが不可欠である。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。	個人
2	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子どもに関わる人員数を増やすべきで、人的配置や早期発見のための教職員の研修等、学校現場を支援する体制づくりが不可欠である。	①	ご意見をふまえ、「児童相談所等の関係機関と連携した教職員の研修」について記述を追加しました。具体的な取組として、校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深めるために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施していくこととしています。	団体
3	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子どもに関わる人員数を増やすべきで、人的配置や早期発見のための教職員の研修等、学校現場を支援する体制づくりが不可欠である。			個人
4	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子どもにかかわる人員数を増やすべきである。でなければ現状のままでは、必要な人員がおらずに、貧困状態にある子どもの早期発見ができない。人的配置や早期発見のための教職員の研修等、学校現場を支援する体制づくりが不可欠であると考えます。			個人
5	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子どもに関わる人員数を増やすべきで、人的配置や早期発見のための教職員の研修等、学校現場を支援する体制づくりが不可欠である。			個人
6	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。そのためには、子供にかかわる人員数を増やすことは当然として、教職員の研修などを含めた体制の充実が不可欠である。			個人
7	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困状態にある子どもを早期に発見するために、地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、支援体制を強化するとある。学校がその役割の大きな部分を担うということについては理解するが、学校は、学校に勤務する教職員は、疲弊している。最も実行力のある「支援体制の強化」は人員増である。人的配慮を伴った学校現場に対する支援体制が不可欠である。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。	個人
8	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・学校への支援体制を強化するためには、子どもに関わる人員数をもっと増やすべきである。さらなる人的配置や関係機関との連絡・情報交流を密にすることなど、学校現場を支援する体制づくりが、早急に必要である。			個人
9	IV 2基本方針 (4)教育の支援	15	・貧困の状況にある子どもを早期に発見するには、一人ひとりを見守る必要があり、きめ細やかに見ていく必要がある。そのためには、教員の数を増やすべきである。日本はOECD加盟国に比べ、1学級あたりの児童生徒数が多い。担任が子ども一人ひとりとじっくり向きあうことで、子どもが抱える問題が見えてくる。また、1人の生徒に対し複数の教員がかかわり、様々な視点で見ることも非常に大切ではないだろうか。これらのことをご理解いただき、どうか学校現場に教員数を増やしていただきたい。あわせて、学校と連携して問題解決に取り組んでくださるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の増員もお願いしたい。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。 これまでも、いじめや不登校、貧困等の様々な課題を抱えた子どもたちに対する学校からの支援要請に対応してまいりました。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の維持に努めるとともに支援が適切になされるよう、効果的な活用を進めていきます。さらに、国に対して、補助事業である「スクールカウンセラー等活用事業(国1/3. 県2/3)」の国の補助率の引き上げ等を要望してまいります。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
10	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障を掲げるのであれば、一般的な学力向上施策の記述ではなく、貧困の子どもに対する具体的な取組が記述されるべきである。また、子どもたちにきめ細やかな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置も必要である。さまざまな背景をもった子どもたちに応じた支援ができるよう人的配置が必要である。	①	ご意見をふまえ、学力保障の取組について記述を修正しました。当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにする等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。	個人
11	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・学校教育による学力保証の取組として、「全国学力・学習調査、みえスタディチェック、ワークシートの活用等による授業方法等の工夫改善や、理解・定着を図る取組を図る」となっているが、このことは一般的な学力向上施策の記述であり、貧困対策の取組に特化したものとは言えない。「主体的・対話的に深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施」についても同様である。さまざまな生活背景からの不登校や外国につながる子どもたちなど、すべての子どもたちの学びを保証するために、きめ細やかな指導体制を整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置を盛り込むべきである。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。	個人
12	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障を掲げるのであれば、一般的な学力向上施策の記述ではなく、貧困の子どもに対する具体的なとりくみが記述されるべきである。また、子どもたちにきめ細やかな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置も必要である。			団体
13	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けるのであれば、一般的な学力向上の施策の記述ではなく、貧困の子どもたちが、困っている事、望んでいる事を伝える機会を設けるなど、具体的な取組が記述されるべきである。その為にも、きめ細やかな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置ももちろん必要である。根本的な考え方として、貧困の子どもたちが、望み、必要としているのは、「学力の向上」より「学力保障」「進路保障」である事を忘れてはならない。			個人
14	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・学校教育による学力保障を掲げるのであれば、一般的な学力向上施策ではなく、ここでは貧困家庭の子どもに対しての具体的なとりくみを記述すべきである。また、当該の子どもたちにきめ細やかな指導体制を整備できるよう、少人数教育に係る人的支援のための予算措置も必要である。			個人
15	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障を掲げるのであれば、一般的な学力向上施策の記述ではなく、貧困の子どもに対する具体的なとりくみが記述されるべきである。また、子どもたちにきめ細やかな指導をおこなうには、少人数教育等の人的支援の予算措置も必要であると考えます。			個人
16	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・一般的な学力向上施策の記述になっている。貧困の子どもに対する具体的な取組が記述されるべきである。また、子どもたちにきめ細やかな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的支援の予算措置も必要である。			個人
17	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされている。「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障を掲げるのであれば、一般的な学力向上施策の記述ではなく、貧困状態に置かれているの子どもに対する具体的なとりくみを打ち出すべきである。加えて、この記述は、最善の取組が「学力調査」や「みえスタディ・チェック」という誤解を生じかねない。	①	ご意見をふまえ、学力保障の取組について記述を修正しました。当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにする等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
18	V2(1)教育の支援 ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開	16	・学校をプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障を掲げるのであれば、もっと具体的なとり組みが記述されるべきである。また、さらに重要なこととして、子どもたちにきめ細やかな指導ができるような体制整備、とりわけ少人数教育等のための人的支援のための予算措置はきわめて重要である。 また、学校だけでは解決困難な事案に対して関係機関と連携して支援したり、様々な教育相談に対応するためにも、スクールソーシャルワーカーの大幅な増員も不可欠である。	①	ご意見をふまえ、学力保障の取組について記述を修正しました。 当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容ができるようにする等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。	個人
				③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。 これまで、様々な課題を抱えた子どもたちに対する学校からの支援要請に対応してまいりました。今後も、配置・派遣の維持に努めるとともに支援が適切になされるよう、効果的な活用を進めていきます。さらに、国に対して、補助事業である「スクールカウンセラー等活用事業(1/3. 県2/3)」の国の補助率の引き上げ等を要望してまいります。	
19	V2(1)教育の支援 ①イ 学校を窓口とした関係機関等との連携	16	・現在、県内には12人のスクールソーシャルワーカーが配置されているそうだが、この人数ではとてもじゃないが、全学校を支援できないと思う。 貧困にかかわるケースは保護者の意識や環境を変えていかなければならないことが多く、学校だけでは解決できない場合が多々あるのではないだろうか。 また、報道等にもあるように、教職員は日々多岐にわたる業務に追われていて、ゆとりをもって子どもたちに向きあうことが難しくなっているようである。教職員の負担軽減の視点からも、学校と家庭と専門機関をつなぐスクールソーシャルワーカーが必要不可欠である。 ぜひとも、県内全市町に常駐できるよう、スクールソーシャルワーカーの増員を要望したいと考える。	③	これまで、いじめや不登校、貧困等の様々な課題を抱えた子どもたちに対する学校からの支援要請に対応してまいりました。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の維持に努めるとともに支援が適切になされるよう、効果的な活用を進めていきます。さらに、国に対して、補助事業である「スクールカウンセラー等活用事業(国1/3. 県2/3)」の国の補助率の引き上げ等を要望してまいります。	個人
20	V2(1)教育の支援 ①イ 学校を窓口とした関係機関等との連携 V2(5)身近な地域での支援体制の整備 ② 相談機能の強化	16 28	・スクールソーシャルワーカーの配置人数は現行で12人となっている。学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携して支援したり、さまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ったりして、貧困に起因する諸問題に県内全域的に対応していくためには、大幅な増員が必要である。			個人
21	V2(1)教育の支援 ①イ 学校を窓口とした関係機関等との連携 V2(5)身近な地域での支援体制の整備 ② 相談機能の強化	16 28	・スクールソーシャルワーカーの配置人数は現行で12人となっている。学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携して支援したり、さまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ったりして、貧困に起因する諸問題に県内全域的に対応していくためには、大幅な増員が必要である。			団体
22	V2(1)教育の支援 ①イ 学校を窓口とした関係機関等との連携 V2(5)身近な地域での支援体制の整備 ② 相談機能の強化	16 28	・学校だけで解決困難な事案に対して関係機関と連携して支援したり、さまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ったりして、貧困に起因する諸問題に県内全域的に対応していくためには、SSWの大幅増員が不可欠である。			個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
23	V2(1)教育の支援	16~17	「具体的な支援、取り組みを行う」とあるが、学校現場で実際に事務処理を行うのは教員なのか。多忙かが叫ばれる中、人員の増なく学校現場に任せて良いのか。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。	個人
24	V2 具体的な取組	16	・不登校や外国につながる子ども、その家庭についての視点が無い。不登校の背景にある生活環境やその家族等の就労状況、外国につながる子どもの家庭の背景にある言語や文化や、就労状況に起因する貧困の課題も考えられる。このような子どもにどのような支援をおこなっていくのかという視点を加えるべきである。	①	<p>ご意見をふまえ、「不登校の子どもへの支援」について記述を追加しました。不登校の子どもに対しては、不登校の要因や背景を具体的に把握し、不登校にある児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を実施していくこととしています。</p> <p>ご意見をふまえ、「外国人児童生徒・保護者への支援」について記述を追加しました。不就学の外国人の子どもに対しては、各市町において、関係課からの情報を基に家庭訪問等を行い実態把握するとともに、就学等の支援を行っています。また、県教育委員会としても、不就学の背景となる状況へのケアは重要と考えており、関係機関と連携して必要な支援を行っていくこととしています。</p> <p>また就学前の外国につながる子どもたちが早期に学校生活に適應できるように、学校生活に必要な日本語やルールを身に付けてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、指導者や通訳者等の人材育成、教材・マニュアルの作成に取り組んでいます。</p>	個人
25	V2(1)教育の支援	16	・不登校や外国につながる子ども、その家庭についての視点が無い。不登校の背景にある生活環境や保護者の就労状況、外国につながる子どもの家庭背景にある言語や文化等の生活環境や保護者の就労状況が起因する貧困の課題も考えられる。これらの子どもへどのような支援をおこなっていくのかという視点が必要である。			個人
26	V2(1)教育の支援	16	・不登校や外国につながる子どもとその過程についての視点が欠けている。不登校の背景にある生活環境や保護者の就労状況、外国につながる子どもの家庭背景にある言語や文化等の生活環境や保護者の就労状況が起因する貧困の課題も考えられる。これらの子どもへどのような支援を行っていくのかという視点が必要であると考えられる。			個人
27	V2(1)教育の支援	16	・不登校や外国につながる子ども、その家庭についての視点が無い。不登校の背景にある生活環境や保護者の就労状況、外国につながる子どもの家庭背景にある言語や文化等の生活環境や保護者の就労状況が起因する貧困の課題も考えられる。これらの子どもへどのような支援をおこなっていくのかという視点が必要である。			団体
28	V2(1)教育の支援	16	・不登校や外国に繋がる子ども、その家庭環境について視点が無い。不登校の背景にある生活環境、保護者の就労状況、外国に繋がる子どもの言語や文化等の生活環境や保護者の就労状況が起因となる貧困の課題もある。これらの子どもへどう支援するのが必要である。			不明
29	V2(1)教育の支援	16	・不登校や、外国につながる児童・生徒、それらの家庭についての視点での内容がみられないと思う。不登校の背景にある、生活環境や保護者の就労状況、外国につながる児童・生徒の家庭背景にある言語や文化などの生活環境や保護者の就労状況が起因する貧困の課題も考えられる。これらの児童・生徒に対して、どのような支援をおこなっていくのかという視点も必要である。是非、加筆していただきたい。	個人		
30	V2(1)教育の支援	16	・不登校の背景にある生活環境の実態や保護者の就労状況、外国につながる子どもの家庭背景にある言語や文化などに起因する貧困の課題も考えられる。これらの子どもへどのような支援をおこなっていくのかという視点が必要である。	個人		
31	V2(1)教育の支援	16	・県内には、多くの外国につながる子どもが暮らしており、その子どもたちをどのように具体的に支援していくのが書かれていない。これらの子どもたちは、保護者の就労状況等の生活環境をふくめ、言語や文化にかかわる課題がとて大きい。このような視点をふまえ、具体的な支援をお願いしたい。	①	<p>ご意見をふまえ、「外国人児童生徒・保護者への支援」について記述を追加しました。不就学の外国人の子どもに対しては、各市町において、関係課からの情報を基に家庭訪問等を行い実態把握するとともに、就学等の支援を行っています。また、県教育委員会としても、不就学の背景となる状況へのケアは重要と考えており、関係機関と連携して必要な支援を行っていくこととしています。</p> <p>また就学前の外国につながる子どもたちが早期に学校生活に適應できるように、学校生活に必要な日本語やルールを身に付けてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、指導者や通訳者等の人材育成、教材・マニュアルの作成に取り組んでいます。</p>	個人
32	V2(1)教育の支援	16	・外国につながるある子どもの家庭での生活環境について、例えば、両親の国籍が違うことで、家庭での会話が成立しないことや、文化等の違いについても、子どもたちが生活していく上で大きな課題となる。また、保護者の就労状況が起因する貧困、定住が難しいなどの課題も考えられる。これらの子どもたちへどのような支援をおこなっていくのかという視点が必要である。	個人		

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
33	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障	16	・子どもの貧困(ネグレクトなど、さまざまな家庭事情で子どもが成長する環境に置かれていないケースも含む)と子どもの学力が密接に結びついていることは、さまざまな報告を待つ必要もないほど明らかである。 「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけることに、大いに賛成する。保護者に任せておけば自然に学びのスタートラインに立てる子どもがいる一方で、「学校」が関わっていかねばスタートラインに立てない子どももいて、それで人生が決まってしまうケースもあるのが現状である。 については、「少人数教育の充実をめざした予算措置」「特別支援の子以外にも対応できる、学力保障のための柔軟な人的配置」など、より具体的な記述を追加していただきたいと考える。表記のままでは、現場の先生たちが「現状の仕事にに加え、過重労働をいとわず、さらなる子どもたちのための対策をせよ」という誤ったメッセージとして受け取ってしまう可能性がある。 これはあくまでも、三重県が責任をもって策定する計画であるから、予算措置にまで踏み込んで記述する責任があると思う。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。	個人
34	V2(1)教育の支援 イ学校を窓口とした関係機関との連携	16	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校に配置または派遣しておこなう支援とあわせて、児童生徒に対し、きめ細やかな指導体制が整備できるよう、少人数教育等の人的配置や業務補助等の教員支援、早期発見のための教職員の研修等、教育予算措置も必要であると考えます。	③	きめ細かな教育の実現、個に応じた教育の推進に向けた学習集団の弾力的な編成や少人数授業が実施できるよう、教員を配置しています。引き続き、学校の実状に応じた教職員配置に努めるとともに国に対して「学級編制標準そのものの引き下げと加配定数の維持・拡充」を要望してまいります。 ① ご意見をふまえ、「児童相談所等の関係機関と連携した教職員の研修」について記述を追加しました。具体的な取組として、校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深めるために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施していくこととしています。	個人
35	V2(1)教育の支援 ①ア学校教育による学力保障 イ学校を窓口とした関係機関との連携	16	・「国の大綱」では、今回の改正によって、教育の支援については、「学力保障」の前に「関係機関との連携」が先に書かれるようになった。なぜ三重では変えないのか。 加えて、「大綱」では、「学力保障」について、「個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する」「子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る」となっているが、中間案ではこれらの記載がない。 また、子どもの貧困対策のための学校の一番目のとり組みが、「学力調査」や県が作成したワークシートであるという誤解を与えかねない記述でもある。 さらに、研修については、「大綱」では、「子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、関連講習、校内研修等の開設を促す。」となっている。自己肯定感とは、ありのままの自分を受け入れられることで高まるものではなかったか。現場では貧困問題に関する研修はすでに行われているのではないか。三重県は、「貧困対策」に係る研修ではなく、「学習指導要領」の研修にとどまっているかのような記載にみえる。	④	学力保障および関係機関との連携の記述について、令和元年11月に国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「新大綱」という)における記載順はご意見のとおりですが、現行の県計画においても従来から記載している項目であることから、構成は変えないこととしました。 なお中間案の内容については、新大綱を勘案して作成しています。 ② 「学校の教育相談体制づくり」については、中間案では「2 具体的な取組」「(1)教育の支援」「③義務教育段階の就学支援の充実」に記載していました。最終案では、教育相談に係る専門機関等との連携の観点から「2 具体的な取組」「(1)教育の支援」「①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開」「イ 学校を窓口とした関係機関等との連携」に位置付けることとしました。 ① ご意見をふまえ、学力保障の取組について記述を修正しました。当該学年で身に付けておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにすること等の学力向上の取組は、家庭の経済的状況に関わらず、学力保障の観点から重要と考えています。子ども一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。 ご意見をふまえ、「児童相談所等の関係機関と連携した教職員の研修」について記述を追加しました。具体的な取組として、校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深めるために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施していくこととしています。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
36	V2(1)教育の支援 ①オ その他の教育支援	17	・食育において望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めていくことは大切だが、それ以前に、学校給食によって日々の食生活が支えられている児童生徒もいる。そのような実態をふまえた子どもたちへの支援が必要である。	①	ご意見をふまえ、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」について記述を追加しました。学校給食法では、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」が学校給食の目標の一つとされており、学校給食実施基準によって適正な栄養価が示されています。学校給食を食育の生きた教材とするのみならず、子どもたちの健やかな成長に資するよう取り組んでいきます。	個人
37	V2(1)教育の支援 ①オ その他の教育支援	17	・食育において望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めていくことは大切だが、それ以前に、学校給食によって日々の食生活が支えられている児童生徒もいる。そのような実態をふまえた子どもたちへの支援が必要である。			団体
38	V2(1)教育の支援 ①オ その他の教育支援	17	・食育において望ましい食生活に対する児童・生徒の関心と理解を深めていくことは大切である。しかし、それ以前に、学校給食によって、日々の食生活が支えられている児童・生徒もいる。そのような実態をふまえた児童・生徒への有効な支援が必要不可欠と思われる。			個人
39	V2(1)教育の支援 ①オ その他の教育支援	17	・食育を通して望ましい食生活に対する子どもたちの関心・理解を深めることは大切だが、それ以前に、学校給食によって日々の食生活が支えられている児童生徒がいるという実態をふまえた子どもたちへの支援が必要である。			個人
40	V2(1)教育の支援 ①オ その他の教育支援	17	・食育において望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めていくことは大切だが、それ以前に、学校給食によって日々の食生活が支えられている児童生徒もいる。そのような実態をふまえた子どもたちへの支援が必要である。			個人
41	V2(1)教育の支援 ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援	20	・生活困窮家庭等への学習支援の目標値として、現状18市町から29市町とあるが、各市町の規模や実態は異なる。全市町で支援がおこなわれることも大切であるが、あわせて、各市町の規模や実態にあわせ、実施箇所数も考慮し、より多くの生活困窮家庭等の子どもに支援がゆき届く視点が必要である。	③	目標については、各市町における体制を整えることが必要という考えから設定したのですが、ご意見の通り、箇所数や内容の充実が重要と認識しています。学習支援関係者への情報提供や、研修の充実等により、多くの子どもに支援が行き届くよう取り組んでいきたいと考えています。	個人
42	V2(1)教育の支援 ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援	20	・生活困窮家庭等への学習支援の目標値として、現状18市町から29市町とあるが、各市町の規模や実態は異なる。全市町で支援がおこなわれることも大切であるが、あわせて、各市町の規模や実態にあわせ、実施箇所数も考慮し、より多くの生活困窮家庭等の子どもに支援がゆき届く視点が必要である。			団体
43	V2(1)教育の支援 ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援	20	・目標値が18市町から29市町とされている。全市町で支援がおこなわれることも大切であるが、各市町の実態に合わせ、実施箇所数も考慮し、より多くの生活困窮世帯等の子どもに支援がゆきとどく視点が必要である。			個人
44	V2(1)教育の支援 ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援	20	・生活困窮家庭等への学習支援の目標値として、現状18市町から29市町とあるが、各市町の規模や実態は異なる。全市町で支援がおこなわれることも大切であるが、あわせて、各市町の規模や実態にあわせ、実施箇所数も考慮し、より多くの生活困窮家庭等の子どもに支援が行き届く視点が必要である。			個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
45	V2(2)生活の支援 ③子どもの安心できる居場所づくり	24	・子どもは一人ひとりさまざまな生活背景をかかえて生きている。「地域未来塾」や「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりは、今後もさらにすすめられなければならない。しかし、実態調査からはこれらのとりくみが十分に認知されていないことが伺える。子どもの居場所づくりの推進とともに、その支援が必要な子どもや家庭にとりくみの周知をどのようにはかっていくかという視点も必要である。	①	ご意見をふまえ、「地域未来塾の周知」について記述を追加しました。「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報提供を進めます。	団体
46	V2(2)生活の支援 ③子どもの安心できる居場所づくり	24	・さまざまな生活背景をかかえて生きている子ども一人ひとりにとって、「地域未来塾」「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりは、今後、さらに推進されなければならない。しかしながら、実態調査からは、これらのとりくみが十分に認知され活用されていないことが伺える。居場所づくりの推進とともに、それらの支援を必要とする子どもや家庭に対して、とりくみの周知をはかる方策という視点が必要である。	②	子ども食堂を多くの方に知ってもらうことは重要であると認識しています。24頁に子ども食堂の充実について記載しており、様々な関係者と連携して広報を行うなど認知度の向上にも取り組んでいきたいと考えています。	個人
47	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等を退所した子どもは、支えるおとながいないなかで自立をめざす厳しい現実と直面する。家賃相当額や生活費等の貸付、就職やアパート等の賃貸等に必要となる身元保証人の確保等の自立にむけた支援については、退所後、安心して生活ができるまでの体制とするべきである。	③	児童養護施設を退所し、就職や進学により独立される方に対しては、支度費を支給するとともに、安定した生活基盤を築けるよう、退所後の生活費や家賃相当額等の経費を貸し付け、一定期間の就労を条件に返済を免除する自立支援資金貸付事業を実施しています。さらに、児童養護施設に入所している高校生の交流会の場に、施設を退所して大学へ進学した方や施設出身の事業主などをアドバイザーとして派遣するなど、入所中から進学や就職を考える機会づくりに取り組んでいます。今後は施設に自立支援の専任職員を配置するなど、施設退所前から退所後まで切れ目のない相談支援体制づくりを進めていきます。	団体
48	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等を退所した子どもは、支えるおとながいないなかで自立をめざす厳しい現実と直面する。家賃相当額や生活費等の貸付、就職やアパート等の賃貸等に必要となる身元保証人の確保等の自立にむけた支援については、退所後、安心して生活ができるまでの体制とするべきである。			個人
49	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設を退所した子どもたちは、支える大人がいない中で、いきなり社会に投げ出され、自立していかなければならないという厳しい現実と直面している。社会的に18歳を成人とする法整備のもとでは、なおさらそうであり、自己責任と言いつつも守ってくれる家族のいる子どもたちとは、根本的に事情が異なる。金銭面での苦しいやりくりはもちろん、身元のことですら就労しにくかったり、仕事が長く続けられなかったりする例もあると聞いている。家賃相当額や生活費等の貸付、就職や住居の賃貸等で必要となる身元保証人確保など、自立に向けた支援については、退所後、安心して生活できるまでの体制とすることが強く求められる。			個人
50	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等を退所した子どもは、支えるおとながいないなかで自立をめざす厳しい現実と直面する。家賃相当額や生活費等の貸付、就職やアパート等の賃貸等に必要となる身元保証人の確保等の自立にむけた支援については、退所後、安心して生活ができるまでの体制とするべきである。			個人
51	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子どもは、支えるおとながいないなかで自立をめざす厳しい現実と直面する。家賃相当額や生活費等の貸付、就職やアパート等の賃貸等に必要となる身元保証人の確保等の自立にむけた支援については、退所後、安心して生活ができるまでの体制とすべきである。さらにその後も継続的な見守り、困ったときに相談できる相談体制や子どもたちが集い、支え合う場が必要である。			個人
52	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等を退所した子どもは、支えるおとながいない中で自立をめざす厳しい現実と直面する。家賃相当額や生活費等の貸付、就職やアパート等の賃貸等に必要となる身元保証人の確保等の自立にむけた支援については、退所後、安心して生活ができるまでの体制とすべきである。			個人
53	V2(2)生活の支援 ④ア社会的擁護の子どもへの自立支援	24	・児童養護施設等からの退所についてもう少し弾力的な運用をお願いしたい。就職やアパートを見つけられても慣れない生活等で不安な子どもたちに対して、希望すれば1～2年を上限としての体制があれば良いと思う。	③	児童養護施設入所や里親に委託されている児童については、18歳に到達すると退所等となりますが、児童の状況により引き続き支援が必要と認められる場合は、高校を卒業するまでや20歳まで入所等を延長することができます。また、20歳で退所等となる時点においても、児童に引き続き支援が必要と認められる場合においては、原則22歳まで入所等していたところで、生活することができます。	個人

	該当箇所	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方	意見提供者
54	V2(5)身近な地域での支援体制の整備	28、29	<p>・P.16からは、子どもの教育、生活に対する支援、P.26からは、子どもの保護者に対する支援、経済的支援として県が行うことが具体的に記載されている。P.28では、行政、学校、関係機関・団体等に対する県の支援、P.29の【目標】に「子どもの貧困対策計画を策定した市町数」を掲げている。目標を達成し、本計画を実行性のあるものとし、P.1の趣旨にあるように子どもの貧困対策を推進するために次のように追記されたい。</p> <p>P.28(5)①3～4行目 「体制整備や取組への支援を進めます。」⇒「体制整備や取組への人的・財政的な支援を進めます。」</p> <p>P.29上から8～9行目 「取組を支援します。」⇒「取組を人的・財政的に支援します。」</p> <p>市町任せではなく、県の主体的な姿勢を示すためにも、記載されたい。</p>	④	<p>人事・予算については計画全般に関わることでありますが、年度ごとの議論が必要です。加えて県が行う支援の種類については、人的・財政的支援に限らず様々あることから個別の項目に記載はせず、中間案の通りとします。</p>	個人
55	全般		<p>・現計画中のとりくみや、調査から見てきた成果と課題が記載されていない。それらをもとに次の計画が立てられているはずなので、記載があるべき。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、「IV 子どもの貧困対策の検証」を追加しました。</p>	個人
56	全般		<p>・考え方や施策については大きく異論は無いが、実際にそれぞれの取り組みを具体化したときの予算規模、またその財源はどうされるのか。</p> <p>中間案とはいえ少しは目安的なものを示していただきたかった。結局、「財政・予算の都合でできない」となれば所詮絵に描いた餅になりかねないと思う。</p>	④	<p>予算については、毎年の予算編成過程の中で議論していくこととなるため計画への記載は困難ですが、各事業において必要な予算の確保に努めてまいります。</p>	個人
57	全般		<p>・かつて就職氷河期の時代に高校の進路指導主事を務めていたが、その頃最も困ったのが経済的理由で就職先がなかなか見つからない生徒たちであった。工業団地の多くは公共交通機関がなく、交替制勤務を含め自動車通勤が前提となっている会社が多く、自動車の購入はおろか自動車学校にも入校するのが難しい生徒は希望することができず、自宅近くの派遣社員やアルバイトしか選択の余地がなかった者も多いた。今回の中間案では貧困対策として保護者への就労支援など、見るべきものもあったが、肝心の生徒への就労支援の項目が見当たらなかったように思う。近年は就職も好調なので就職支援の制度があっても利用者が少ないのかもしれないが、いざというときにそのような制度があった方が心強いように思う。</p>	②	<p>「高校生の就労支援」については、「(1)教育の支援」①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開「オ 高等学校等における就学継続のための支援」で記載しています。今後も引き続き、仕事に対する子どもの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成について支援していくこととしています。</p>	個人